新潟県環境影響評価条例技術指針における評価区分・項目

(1)環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号に掲げるものを除く。以下同じ。)

環境要素の区分		環境影響評価の項目
1 大気環境	大気質	硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、炭化水素類、粉じん、ばいじん、有害物質等
	騒音	騒音(一般環境騒音、道路交通騒音、建設作業騒音、工場・事業場騒音、航空機騒音、鉄道・軌道騒音等)
	振動	振動(道路交通振動、建設作業振動、工場・事業場振動、鉄道、軌道振動等)
	悪臭	悪臭
	その他	気象、低周波空気振動等
2 水環境	水質	水の汚れ(化学的酸素要求量、生物化学的酸素要求量、大腸菌群数、n－ヘキサン抽出物質含有量)、水の濁り(浮遊物質量、濁度)、富栄養化(窒素、リン)、溶存酸素量、水素イオン濃度、有害物質、塩分、水温等
	底質	底質の汚れ(化学的酸素要求量、硫化物、水素イオン濃度、窒素、リン、強熱減量)、有害物質等
	地下水の水質及び水位	地下水の水質、水位等
	その他	水象、潮流等
3 地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質等
	地盤	地盤の沈下、地盤変動等
	土壌	土壌の汚染
4 その他の環境	文化財	文化財
	その他	日照阻害等

(2) 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第4号に掲げるものを除く。以下同じ。)

環境要素の区分	環境影響評価の項目
1 動物	重要な動物種及び注目すべき生息地等
2 植物	重要な植物種及び群落とその生育地等
3 生態系	上位性、典型性及び特殊性の観点から地域を特徴づける生態系等

(3)人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。以下同じ。)

環境要素の区分	環境影響評価の項目
1 景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観等
2 人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場等

(4)環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

環境要素の区分	環境影響評価の項目
1 廃棄物等(廃棄物及び副産物をいう。)	建設工事に伴う副産物、廃棄物等
2 温室効果ガス等(排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。)	二酸化炭素等